

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和４年２月３日（木） 本社１３Ｆ 会議室	
出席委員	乗 鞍 良 彦（弁護士） 清 野 純 史（大学教授） 池 田 千 鶴（大学教授）	
審議対象期間	令和３年４月１日～令和３年９月３０日	
抽出案件	抽出案件 ５ 件	件名
条件付一般競争	１ 件	・ 与島ＰＡトイレ棟空調設備設置工事
指名競争	１ 件	・ 令和３年度洲本ＩＣ建築物改修工事
随意契約	１ 件	・ 令和３年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その１）
グループ会社契約	１ 件	・ 令和３年度計数管理システム改修（その１）業務
グループ会社外注	１ 件	・ 瀬戸田他のり面崩落土砂防護柵等工事
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・ 別紙のとおり	・ 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 意見の具申又は勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
①入札方式別発注業務について説明 ・ 特になし ②指名停止等運用状況について説明 ・ 特になし ③条件付一般競争（与島P Aトイレ棟空調設備設置工事） ・ 低入札調査基準価格は予定価格に対してどのくらいの率で設定するのか。 ・ 低入札価格調査制度の説明にある特別重点調査とは何か特別な調査をするのか。 ・ 調査の結果、当該者が失格となった場合、次に低入札価格で入札した者を相手として調査実施するのか、それとも入札をやり直すのか。 ・ これまでに低入札価格調査制度で失格とした業者はあるのか。 ・ 本件は、6社全社が調査基準価格を下回る入札となっているが、予定価格の設定はどのように行っているのか。	・ 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理及び一般管理費にそれぞれ内規で定めた率を乗じて得た額となり、全ての工事が一定の率で設定されるものではない。おおよそであるが予定価格に対して80%から90%くらいの率となる。 ・ 通常の低入札価格調査より調査項目を増やすなどし、入札者の積算内訳がより合理的かつ現実的であるかを調査する。 ・ 次に低入札価格で入札した者を相手として調査実施する。 ・ 把握しているところでは失格とした業者はない。ただし、調査の過程において業者側が業務内容を十分理解していなかったことを理由に辞退したケースはある。 ・ 本工事では、機器費が予定価格の相当程度を占めている。機器費の積算に当たっては参考見積を3者から徴収しており、それほど差のない額であったためその見積もりを妥当として採用している。

④指名競争（令和３年度洲本ⅠＣ建築物改修工事）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 本件も低入札価格調査を実施しているが、先ほどの案件と調査様式が違うがなぜか。・ こういった様式はそろえるべきではないか。・ 入札の結果、安価で契約できたということであるが、安くできた具体の理由は何か。・ 協力会社から過去の取引価格について、直接確認することはあるのか。・ 元請と下請けの契約内容や施工体制の確認はどのように行うのか。・ 当該建物の改修工事について、改修計画と実施状況はどうなっているか。 | <ul style="list-style-type: none">・ 低入札価格調査の内容については、双方とも内規に基づく調査項目で調査しているが、まとめ方については、作成部署が違うためこのように違う様式となっている。・ 検討したい。・ 当該業者は、今回下請け予定としている協力会社との過去の取引実績に基づき入札価格を算定していることを確認した。・ 契約締結前でもあり、協力会社に直接確認は行っていない。・ 低入札価格調査の結果、契約締結に至ったものは監督体制を強化することとなっており、施工体制の点検時において下請けとどういう関係にあるかなどある程度チェックする仕組みとなっている。・ 営繕関係については、定期点検を実施し、悪い箇所について優先順位を決め順次改修している。 |
|--|---|

⑤随意契約（令和３年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その１））

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 随意契約で競争性がないが、適正な単価設定はどのように行っているのか。・ 毎年同じ業者に発注しており、単価も決まっているということであれば、おおよその受注額が分かると思うがどうか。 | <ul style="list-style-type: none">・ 当社の積算要領により積算している。例えば１キロ清掃するのに何人必要かといった観点で行っている。・ 毎年同じ数量等で実施しているものではないため、必ずしも業者が予測できる訳ではない。 |
|--|---|

⑥グループ会社契約（令和３年度計数管理システム改修（その１）業務）

- | | |
|--|--|
| ・ 本業務は、システムの一部を改修するものであり、改修が必要な都度実施するという理解でよいのか。 | ・ そうである。計数管理システムをその都度改修をしていくもので、その１業務、その２業務、その３業務で少しずつシステムを改修している。 |
| ・ 本業務は、通常のシステムメンテナンスよりも大がかりな改修になるものなのか。 | ・ システムのプログラム改修がこのたびの業務であり、通常のメンテナンスとは別のものである。 |
| ・ 本業務は、全てを請負人であるＪＢトールシステムが行うのか、それとも外注するのか。 | ・ 本業務については、全てＪＢトールシステムにおいて行っている。 |

⑦ 子会社の外注の確認（瀬戸田他のり面崩落土砂防護柵等工事）

- | | |
|---------------------------------|---|
| ・ 本工事に特殊工法を採用しており、見積先も１社なのはなぜか。 | ・ 工事実施前に比較検討し、最適な工法を選定した。なお、選定した工法は特許技術であるため１社見積りとした。 |
|---------------------------------|---|